

高田浄水場再整備事業

募集要項

令和3年6月

小田原市上下水道局

【募集要項】

目 次

第1章 募集要項の位置づけ	1
第2章 本事業の概要	2
2.1 事業の目的.....	2
2.2 事業名称.....	2
2.3 事業主体.....	2
2.4 事業方式.....	2
2.5 選定方式.....	2
2.6 対象施設.....	2
2.7 業務内容.....	7
2.8 事業期間.....	9
2.9 見積上限価格	9
2.10 低入札価格調査.....	9
2.11 関係法令等	10
2.12 本市による事業の実施状況のモニタリング	10
第3章 プロポーザル応募の手続等	12
3.1 募集等のスケジュール.....	12
3.2 応募者の構成及び事業スキーム	13
3.3 プロポーザル応募に関する手続き	16
3.4 プロポーザル応募に関する留意事項.....	21
3.5 担当窓口.....	22
第4章 応募者の備えるべき応募資格.....	23
4.1 応募者の応募資格要件（共通）	23
4.2 設計企業に必要な資格要件	23
4.3 土木建築企業に必要な資格要件	24
4.4 機械設備企業に必要な資格要件	25
4.5 電気設備企業に必要な資格要件	26
4.6 維持管理企業	26
4.7 地元企業に必要な資格要件	27
4.8 応募者の制限	27
4.9 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	28
第5章 プロポーザル応募時の提出書類	29
5.1 応募資格審査書類.....	30
5.2 提案内容審査に関する提出書類	31
第6章 事業者の選定方法	34
6.1 推進委員会.....	34

6.2 事業者選定において重視するポイント	34
6.3 応募資格審査書類の審査	34
6.4 提案書類の確認	35
6.5 提案価格・基礎審査	35
6.6 提案内容の審査	35
6.7 技術評価審査	35
6.8 最優秀提案者等の選定	35
6.9 優先交渉権者の決定	36
6.10 審査結果の通知及び公表	36
第7章 本市と事業者の責任分担	37
7.1 基本的考え方	37
7.2 予想されるリスクと責任分担	37
第8章 契約に関する事項	38
8.1 契約手続き	38
8.2 契約の枠組み	38
8.3 契約保証金	39
第9章 対価の支払い	40
9.1 費用の構成	40
9.2 費用の調達	40
9.3 費用の支払方法	40
9.4 建設工事で予定している財源内訳	40
9.5 運転維持管理業務で予定している財源内訳	40
9.6 物価変動による工事費の変更	41

【別紙】高田浄水場再整備事業に係る低入札価格調査実施要領

第1章 募集要項の位置づけ

高田浄水場再整備事業募集要項（以下、「募集要項」という。）は、小田原市上下水道局（以下、「本市」という。）が「高田浄水場再整備事業」（以下、「本事業」という。）をDBO（Design Build Operate）方式により実施するにあたって、公募型プロポーザル方式を用いて本事業に係る事業者の募集及び選定を行う際、プロポーザル応募者（以下、「応募者」という。）を対象に交付するものである。なお、募集要項と実施方針に相違がある場合は、募集要項に規定する内容を優先する。

また、以下の文書は募集要項と一体のものである。

- (1) 要求水準書
- (2) 事業者選定基準
- (3) 提出書類作成要領及び様式集
- (4) 基本協定書（案）
- (5) 基本契約書（案）
- (6) 設計建設業務請負契約書（案）
- (7) 運転維持管理業務委託契約書（案）

第2章 本事業の概要

2.1 事業の目的

高田浄水場再整備事業は、耐震化の早期実現、将来の水需要に対応した施設規模の適正化を目的として、浄水場の大規模な更新を実施するものである。更新後の浄水処理方式は、長期的な視点から整備費の抑制と維持管理費の削減が見込まれ、将来水量の変化等に柔軟に対応が可能な膜ろ過方式を採用する。

また、高田浄水場を含む本市の管理する浄水場や配水池等の場外施設の維持管理業務を一体的に委託することで、民間事業者の創意工夫が最大限に発揮されることを期待している。

2.2 事業名称

高田浄水場再整備事業

2.3 事業主体

小田原市水道事業 小田原市長 守屋 輝彦

2.4 事業方式

『設計・施工・運転維持管理一括発注方式（DBO方式）』

2.5 選定方式

公募型プロポーザル方式

2.6 対象施設

本事業の整備対象施設、継続利用施設、撤去対象施設を表 1～表 3 に、運転維持管理対象施設を表 4 に示す。

表 1 整備対象施設

No	施設名	概要
1	着水井	原水を受ける着水井を設置する。
2	浄水施設	浄水処理に必要な施設を設置する。浄水処理を行う上で必要となる膜ろ過施設以外の施設（前処理施設、後処理施設等）を含む。
3	排水処理施設	浄水施設で発生する排水及び排泥を貯留・濃縮するための施設を設置する。脱水方式は機械脱水方式とし、脱水施設は既存施設を継続利用する。
4	浄水池	浄水の貯留及び送水調整を行うための浄水池を設置する。送水ポンプ棟に隣接して配置する。
5	薬品注入設備	浄水処理及び排水処理に必要な薬品注入設備を設置する。
6	送水ポンプ設備	浄水池から中河原配水池及び久野配水池に送水するための送水ポンプ設備を設置する。
7	電気計装設備	受変電設備、動力設備、自家用発電設備、計装設備、中央監視設備、太陽光発電設備を設置する（場内電線路含む）。
8	場内配管	施設間の連絡管、浄水場敷地内における導水管（既設導水管分岐部から着水井まで）、浄水場敷地内における送水管（浄水池～既設送水管接続部まで）等を設置する。
9	管理棟	浄水場等の運転維持管理及び見学等の業務対応の機能を有する建屋を設置する。膜ろ過棟又は送水ポンプ棟（受変電設備及び自家用発電設備等を収容する建屋を別棟とした場合も含む）との合棟とすることを可とする。
10	膜ろ過棟	膜ろ過設備等を収容する建屋を設置する。 新たに整備する管理棟又は送水ポンプ棟（受変電設備及び自家用発電設備等を収容する建屋を別棟とした場合も含む）との合棟とすることを可とする。
11	送水ポンプ棟	送水ポンプ設備、受変電設備、自家用発電設備等を収容する建屋を設置する。浄水池に隣接して配置する。受変電設備及び自家用発電設備等を収容する建屋を別棟（管理棟又は膜ろ過棟との合棟を含む）とすることを可とする。
12	応急給水施設	災害時の応急給水スペース、応援者受入スペースを整備し、給水車への応急給水設備を設置する。
13	場内整備	外構施設、給排水施設及びITV設備等を設置する。

表 2 継続利用施設

No	施設名	説明	改修整備・利用方針
1	新1号沈でん池	急速混和池、フロック形成池、沈でん池の各水槽	構造物本体は継続利用とし、施設フロー及び活用方法は事業者の提案による。また、水面開口部に覆蓋を設置する。
2	薬注棟	粉末活性炭注入設備、次亜注入設備、苛性ソーダ注入設備、高塩基度PAC注入設備、希硫酸注入設備が設置されている建屋及び薬注設備の一部	建屋は継続利用とする。薬注設備は本事業で更新・撤去することを基本とする。なお、薬品貯蔵槽及び粉末活性炭注入設備は、事業者の責において継続利用することを妨げないが、運転維持管理業務における修繕等の対応は、整備対象施設と同等に扱うものとする。
3	汚泥処理脱水機室	旧脱水機設備及びこれが設置されている建屋	膜ろ過方式への切替えまで継続利用とする。ただし、事業者の負担にて継続使用することは妨げない。
4	脱水機棟	脱水機設備及びこれが設置されている建屋	継続利用とする。監視制御設備は管理棟（既設）に設置されており、既設流用とする。
5	管理棟（既設）	中央監視設備等が収容されている建屋	基本的に本事業では使用しないが、事業者提案による既設設備の利用方針によって継続利用する場合、その範囲については本事業において必要な改修整備を行う。なお、運転維持管理業務の第1期において、執務室等は継続して本市も使用する。
6	排水溜	浄水場排水及び雨水排水を一時的に貯留し、場外へ放流するための水量調整及びポンプ井機能を有する水槽	継続利用とする。機能上、必要となる設備は本事業で更新する。
7	上下水道局庁舎	上下水道局職員の執務室や料金センターが所在する建屋	継続利用とする。事業範囲外であるが、配電の対象とする。

表 3 撤去対象施設

No	施設名	撤去範囲
1	着水井	躯体、設備類等を撤去する。基礎杭は整備対象施設の建設に支障となる範囲を引抜撤去し、残置する場合は現況地盤面からー1.5mまでを部分的に撤去する。
2	旧1号沈でん池	
3	2号沈でん池	
4	急速ろ過池	
5	塩素混和池	
6	浄水池	
7	ポンプ井	
8	ポンプ室	
9	高架水槽	
10	排水池	
11	排泥池	
12	汚泥調整池	
13	公用車車庫棟	
14	旧薬品タンク基礎	
15	変電所	基礎版、設備類等を撤去する。基礎杭は整備対象施設の建設に支障となる範囲を引抜撤去し、残置する場合は現況地盤面からー1.5mまでを部分的に撤去する。
16	緊急汚泥調整池	構造物、付帯設備類等を撤去する。
17	資材置場兼作業室	躯体、設備類等を撤去する。
18	浄水場車庫	
19	量水器等保管倉庫	
20	場内配管	撤去対象施設に接続し、機能上不要となる連絡管を撤去する。撤去困難な範囲は充填処理等の必要な処置を講ずる。付帯する弁類、弁室及び設備類等を含む。
21	場内配線	撤去対象施設に接続し、機能上不要となる配線、電路、ハンドホール等を撤去する。
22	その他施設	整備対象施設の建設に伴い支障となる又は建設業務完了後に不要となる外構施設等のその他施設を撤去する。なお、浄水場の機能上、必要なものについては代替施設の整備等を行う。

表 4 運転維持管理対象施設の概要

施設名		住所
1. 高田浄水場	整備対象施設	小田原市高田 401
	継続利用施設	
2-1. 場外施設 中河原配水系統	飯泉取水ポンプ所	小田原市飯泉 884
	中河原配水池	小田原市上曾我 930
	下曾我加圧ポンプ所	小田原市曾我谷津 338
2-2. 場外施設 久野配水系統	久野配水池	小田原市久野 795
	新久野配水池	小田原市府川 280-2
	諏訪原配水池	小田原市久野 3664
2-3. 場外施設 小峰配水系統	第一水源地	小田原市清水新田 232
	中曾根補助水源地	小田原市中曾根 405
	第二水源地	小田原市蓮正寺 704
	小峰配水池	小田原市城山三丁目 818-6
	水之尾配水池	小田原市水之尾 35-15
	城南減圧水槽	小田原市十字四丁目 1065-9
	板橋加圧ポンプ所	小田原市板橋 563-12
2-4. 場外施設 片浦配水系統	石橋水源地	小田原市石橋 309-3
	米神水源地	小田原市米神 384-2
	根府川第一水源地	小田原市根府川 671-66
	根府川第二水源地	小田原市根府川 655-55
	根府川第三水源地	小田原市根府川 489-1
	根府川第一浄水場	小田原市根府川 660-60
	根府川第二浄水場	小田原市根府川 588-87
	石橋配水池	小田原市石橋 529-1
	米神配水池	小田原市米神 526-2
	根府川高区配水池	小田原市根府川 588-23
	根府川低区配水池	小田原市根府川 524-16
	江之浦配水池	小田原市江之浦 429-3
	根府川加圧ポンプ所	小田原市根府川 609-13

2.7 業務内容

1) 設計建設業務

表 5 事業者が行う業務範囲の概要（設計・建設業務）

区分	業務	内容
調査設計業務	測量調査	設計・施工に必要な部分の測量調査を行う。
	地質調査	設計・施工に必要な部分の地質調査を行う。
	埋設物調査	既存資料及び現地調査に基づき埋設物調査を行うとともに、必要に応じて試掘等の調査を行う。
	アスベスト調査	継続利用施設のうち事業者提案等により改修する範囲及び撤去対象施設について、既存資料及び現地調査に基づきアスベスト調査を行う。
	基本設計	提案内容や調査業務の結果に基づき、基本設計を行う。
	詳細設計	調査業務の結果や基本設計に基づき、詳細設計を行う。 また、詳細設計図書の作成を行う。
	設計に伴う各種申請等業務	各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受けるとともに、本市が申請する事項に関して、申請等に係る発注者の支援を行う。
	工事業務	各種工事及び工事現場管理業務を行う。
建設工事業務	工事に伴う各種許認可等の申請業務	各種許認可等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受ける。
	各種調査業務	建設工事に伴う、電波障害調査、周辺環境調査、生活環境影響調査等について事前及び事後調査を行う。
	補助金申請書等作成補助業務	補助金の申請に必要となる申請書類及び報告書類等の作成に係る発注者の支援を行う。また、本市が会計検査を受検する際に、資料作成等の支援を行う。

2) 運転維持管理業務（第1期：令和5年4月から膜ろ過方式による浄水施設稼働前まで）

ア) 委託範囲

既設高田浄水場

場外施設（表 4 参照）

イ) 委託方式

法定外委託

ウ) 業務項目

業務項目は以下のとおりである。なお、場外施設のうち、小峰・片浦配水系統施設については、①、③、⑨及び⑩の業務を対象とする。詳細については要求水準書に記載する。

- ① 運転管理業務
- ② 保守点検業務
- ③ 水質管理業務
- ④ 消耗品調達管理業務
- ⑤ 発生土管理及び処分業務
- ⑥ 見学者対応業務
- ⑦ 植栽管理及び清掃業務
- ⑧ 池等清掃業務
- ⑨ 保安業務
- ⑩ 災害、事故及び緊急時対応業務

3) 運転維持管理業務（第2期：膜ろ過方式による浄水施設稼働後から令和30年3月まで）

ア) 委託範囲

高田浄水場

場外施設（表4参照）

イ) 委託方式

第三者委託：高田浄水場

法定外委託：場外施設

ウ) 業務項目

業務項目は以下のとおりである。なお、場外施設のうち、片浦配水系統施設については、

①、③、⑪、⑫及び⑯の業務を対象とする。詳細については要求水準書に記載する。

- ① 運転管理業務
- ② 保守点検業務
- ③ 水質管理業務
- ④ 修繕業務
- ⑤ 膜交換及び膜薬品洗浄業務
- ⑥ 消耗品調達管理業務
- ⑦ 薬品調達管理業務
- ⑧ 電力調達管理業務
- ⑨ 热水燃料等の調達管理業務
- ⑩ 発生土管理及び処分業務
- ⑪ 見学者対応業務
- ⑫ 植栽管理及び清掃業務
- ⑬ 池等清掃業務
- ⑭ 保安業務
- ⑮ 災害、事故及び緊急時対応業務
- ⑯ 事業終了時の引継ぎ業務

エ) 片浦地区の対象業務範囲の変更について

片浦地区の対象業務については、本市及び事業者との協議に基づき、業務期間中に業務範囲を変更する可能性があり、その場合は契約変更の対象とする。なお、業務範囲の変更に関する協議は、事業者が業務範囲の変更に対応するための十分な期間を考慮して実施する。

4) 管路維持管理範囲について

第2期における高田浄水場内の管路は維持管理対象とし、高田浄水場外の全ての管路は期間によらず維持管理対象外とする。ただし、運転管理業務や保守点検業務、修繕業務等に付随して発生するバルブ開閉作業等は事業者の業務範囲とする。

5) 事業期間終了時の対応

事業期間終了時の対応については、発注者及び事業者が、事業期間終了日の5年前に協議を始め、事業期間終了の3年前を目途に決定するものとする。発注者及び事業者が協議により合意した内容に基づき、引き継ぎ業務の詳細、事業期間終了後の事業者の責任等を定める。

2.8 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。なお、本事業に係る水道事業認可の変更（浄水処理方法の変更）は、令和4年度中に完了する予定である。

- | | |
|-------------|--|
| ア) 設計建設期間 | 令和12年3月31日まで※1 |
| イ) 運転維持管理期間 | 令和5年4月1日から令和30年3月31日まで※2
(ただし、令和5年3月31日までに運転維持管理業務を適切に実施するための準備が完了していること) |

※1 膜ろ過方式による浄水施設は、令和10年3月末までに完了させること。

※2 令和5年4月以降は、現在の急速ろ過方式の高田浄水場の運転維持管理を現行の委託業者から引き継ぐ。

2.9 見積上限価格

本事業の見積上限価格は次のとおりとする。

金 20,209,000,000円（消費税及び地方消費税を除く）

※設計建設費及び運転維持管理費の合計

2.10 低入札価格調査

本事業では、提案価格に低入札価格調査の調査基準価格を設ける。低入札価格調査の方法及び内容は、別紙「高田浄水場再整備事業に係る低入札価格調査実施要領」に基づくものとする。

2.11 関係法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり、必要とされる関係法令、指針及び各種基準書等を遵守するものとする。

2.12 本市による事業の実施状況のモニタリング

1) 目的及び方法

本市は、事業者が提供する業務内容の確認及び事業者の財務状況の把握等を目的にモニタリングを行う。

モニタリングの方法は、事業者提案によるセルフモニタリングの内容を踏まえて本市が定め、モニタリング計画書として事業者へ提示する。事業者は本市が提示するモニタリング計画書に基づき、書類提出、会議体の開催及び現地確認協力等を行うものとする。本市は事業者が提出する書類や現地状況を確認することで、事業が適正に遂行されているかのモニタリングを行う。

2) モニタリングの内容

ア) 調査設計業務及び建設工事業務

調査設計業務及び建設工事業務のモニタリングでは、事業者が行う調査設計業務及び建設工事業務が本市の定める要求水準書、事業者が提出する技術提案書及び設計建設業務請負契約書に適合するものであるかの確認を行う。

事業者が実施する調査設計業務及び建設工事業務の水準が要求水準書及び技術提案書で定める水準を下回ることが判明した場合、本市は業務内容の改善を求める。事業者は本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

イ) 運転維持管理業務

運転維持管理業務のモニタリングでは、事業者が行う運転維持管理業務が本市の定める要求水準書、事業者が提出する技術提案書及び運転維持管理業務委託契約書に適合するものであるかの確認を行う。そのため、本市は定期的に業務実施状況の確認を行うとともに、事業者の財務状況についても確認する。

事業者の実施する運転維持管理業務の水準が要求水準書及び技術提案書で定める水準を下回ることが判明した場合、本市は業務内容の速やかな改善を求るとともに、運転維持管理業務の未達成の度合いに応じてサービスの対価の減額等を行う。事業者は、本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

また、事業者が提出する財務諸表をもとに本事業を円滑に推進しうる財務状況であるかを確認する。なお、サービスの対価の減額基準等については、運転維持管理業務委託契約書に示す。

3) モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、本市が実施するモニタリングに係る費用は本市が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

4) モニタリングの体制

本市はモニタリングの実施にあたり、第三者の協力を得る場合がある。

第3章 プロポーザル応募の手続等

3.1 募集等のスケジュール

本事業に係る事業者の募集及び選定のスケジュールは、次のとおりである（日程は都合により変更する場合がある）。

実施事項	日 程
実施方針の公表	令和3年3月1日
現地見学会の実施	令和3年3月26日
実施方針に関する質問及び意見等の受付	実施方針の公表日から 令和3年4月9日まで
実施方針に関する質問及び意見等への回答公表	令和3年5月10日
プロポーザルの告示（募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計建設業務請負契約書（案）及び運転維持管理業務委託契約書（案）（以下「募集要項等」という。）の公表）	令和3年6月11日
閲覧資料の貸与	募集要項等の公表から 令和3年6月25日まで
募集要項等に関する説明会	令和3年6月29日
募集要項等に関する質問の受付	募集要項等の公表から 令和3年7月16日まで
募集要項等に関する質問への回答公表	令和3年9月3日
参加表明書等の受付	募集要項等の公表から 令和3年9月17日まで
現地調査の受付	参加表明書等の提出から 令和3年9月17日まで
応募資格審査結果の通知	令和3年10月19日
技術対話における確認事項の受付	参加表明書等の提出から 令和3年10月22日まで
現地調査の実施	令和3年9月29日から 令和3年10月27日まで
技術対話の実施	令和3年11月16日
対話結果の通知	令和3年11月30日

提案書類の受付	令和4年1月24日から 令和4年1月28日まで
プロポーザル応募辞退届の受付	参加表明書等の提出から 令和4年1月28日まで
プレゼンテーションの実施及び参加者へのヒアリング	令和4年3月頃
事業者の選定	令和4年3月頃
基本協定の締結	令和4年4月頃
事業契約の締結	令和4年6月頃

3.2 応募者の構成及び事業スキーム

1) 応募者の構成等

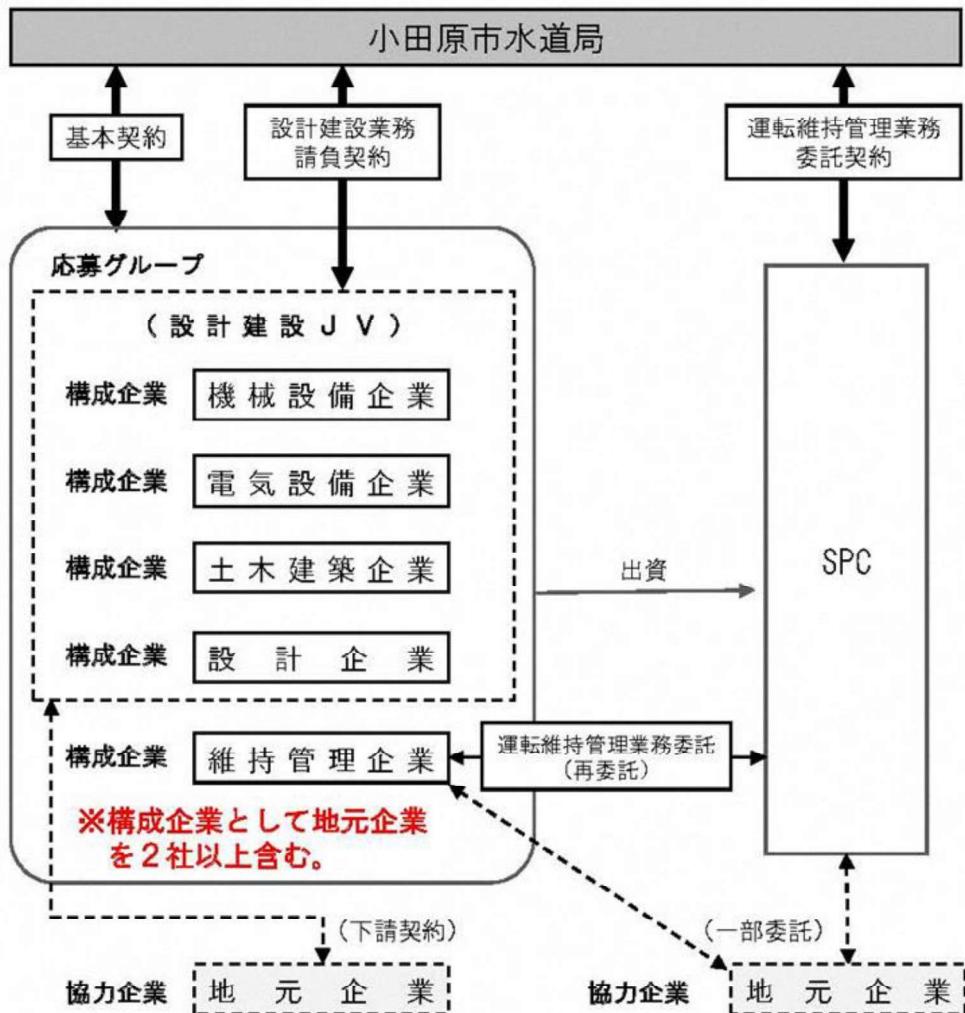
- ア) 応募者は、複数の企業等により構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。応募者を構成する企業を「構成企業」とする。また、構成企業より業務を請負もしくは受託する企業を「協力企業」という。
- イ) 応募者は、設計企業、土木建築企業、機械設備企業、電気設備企業、維持管理企業とする。なお、各企業に必要な資格要件は「第4章 応募者の備えるべき応募資格」による。
- ① 各工種における構成企業の企業数の上限は設けない。
- ② 一応募グループの構成企業及び協力企業は他の応募グループの構成企業及び協力企業となることはできない。また、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が応募グループの構成企業及び協力企業となる場合は、その組合員の企業は他の応募グループの構成企業及び協力企業となることはできない。なお、事業契約締結後において、選定されなかった応募グループのうち、構成企業は本事業に携わることはできないが、協力企業はこの限りではない。
- ③ 応募グループは、構成企業として小田原市内に本社又は本店を有する企業（以下、「地元企業」という。）を2社以上含むものとする。
- ④ 応募グループは、参加表明書及びプロポーザル参加資格確認申請書の提出時に代表企業及びその他の構成企業の企業名及び携わる業務について明らかにするものとする。また、代表企業と各構成企業との間で業務等の分担又は出資に関する協定を締結していること。なお、構成企業となる地元企業が担う業務は、設計建設業務請負代金の10%以上とする。
- ⑤ 応募グループは、本事業の一部を協力企業に発注する場合は、可能な限り地元企業を活用すること。なお、提案書提出時に地元企業への事業費配分額（予定額）について記載すること。
- ウ) 応募グループは構成員を代表する企業1社（以下、「代表企業」という。）を定め、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。なお、代表企業は、設計建設の事業期間を通じて本事業に専任し、設計から建設に至る工事業務全体を総合的に調整・

管理する統括責任者を配置する。運転維持管理業務期間の統括責任者は特別目的会社(SPC)から1名配置する。

- ① 代表企業の変更は、原則として認めない。
- ② プロポーザル参加資格確認のための申請書類の提出後、参加の意思を表明した応募グループの構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない理由があると認めた場合、かつ、提案書類の提出前に限り、構成企業の変更を認めるものとする。
- エ) 構成企業は、「8.2 1)特別目的会社(SPC)の設立」に定める SPC (Special Purpose Company) に出資し、必ず SPC の構成企業となるものとする。
- オ) 本施設の設計及び工事を行う企業は、本施設の設計及び工事を行う目的で共同事業体(以下、「設計建設JV」という。)を結成するものとする。なお、設計建設JVの組成方法は応募グループの提案とする。
- カ) 統括責任者は、発注者との統括的な連絡窓口となるが、設計建設期間における事業進捗に応じて、発注者の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。

2) 事業スキーム例

本事業で想定する事業スキーム（例）を次図に示す。これを参考として、かつ「3.2 1) 応募者の構成等」に示す要件の範囲で本事業に効果的な事業スキームを構成すること。



※ 構成企業から応募グループ及び設計建設 JV の代表企業を 1 社選定するものとする。

※ 設計建設 JV の組成方法は事業者の提案とする。

3.3 プロポーザル応募に関する手続き

1) 閲覧資料の貸与

閲覧資料の貸与を希望する場合は以下のとおり申し込みを行う。

申込期間	募集要項等の公表から令和3年6月25日（金）午後5時まで
申込方法	電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、電子メール送信後、翌日の午後1時までに返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
資料閲覧申込書の様式	資料閲覧申込様式1、資料閲覧申込様式2（守秘義務の遵守に関する誓約書で、押印したもの）をPDFファイルに変換して、添付ファイルとして電子メールにて送信すること。
閲覧方法	閲覧対象資料を保存したDVD-Rを貸与する。資料閲覧申込様式1に記載された希望日をもとに貸与日を定め、その旨を申込者へ通知する。受付窓口にて、申込者であることを確認できる書類（申込書、誓約書の原本）を持参いただき、受領確認後、貸与する。
貸与資料の返却	貸与資料（DVD-R）は、受取後1週間以内に申込者の負担で受付窓口まで郵送すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【資料閲覧申込（「企業名」）】とすること。
受付窓口	3.5に示すの担当窓口

2) 募集要項等に関する説明会

募集要項等の説明会の実施要領等は下記のとおりである。

日時	令和3年6月29日（火）午後2時00分～午後3時30分
開催場所	高田浄水場 上下水道局庁舎2階 第2・3会議室
受付期間	募集要項等の公表から令和3年6月18日（金）午後5時まで
受付方法	上記受付期間に、電子メールによる申込みを受け付ける。 なお、電子メール送信後、翌日の午後1時までに返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
申込書の様式	説明会様式1を用いて、申込書を添付ファイルとして電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【（□□）高田浄水場再整備事業における募集要項等説明会参加申込】とすること。ただし、『□□』は参加者の企業名とする。
提出先及び電子メール到着確	3.5に記載の担当窓口

認に関する問い合わせ先	
注意事項	<p>a. 説明会参加者は、本事業に応募を検討する企業とする。</p> <p>b. 参加人数は、1企業2名までとする。</p> <p>c. 参加申込状況によっては、参加人数の制限、時刻及び開催場所の変更等を行うことがある。</p> <p>d. 本説明会では質疑応答の機会を設けない。</p> <p>e. 説明会では募集要項等は配布しないため、必要に応じて各自持参すること。</p>

3) 募集要項等に関する質問の受付・回答

ア) 質問の受付

募集要項等に関する質問は以下のとおり受け付ける。

受付期間	募集要項等の公表から令和3年7月16日（金）午後5時まで
受付方法	電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、電子メール送信後、翌日の午後1時までに返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
質問書の様式	質問書様式1～8「募集要項に関する質問書」等を用いて、添付ファイル（同じファイル形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【募集要項等に関する質問（「企業名」）】とすること。
受付窓口	3. 5に示すの担当窓口

イ) 質問の回答

質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと本市が認めたものを除き、下記要領にて公表する（電話や窓口等での直接回答は行わない）。

公表日（予定）	令和3年9月3日（金）
公表の方法	小田原市ホームページに質問回答を掲載

4) 参加表明書等の受付

応募者は、受付期間内に参加表明書等の書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	募集要項等の公表から令和3年9月17日（金）午後5時まで
受付方法	持参とする
提出書類	5.1に示す「応募資格審査に関する提出書類」
受付窓口	3.5に示す担当窓口

5) 現地調査の実施

本事業への参加を表明した者で、本事業の対象施設の現地見学を希望する者は、下記の要領で申し込みを行う。

実施日時	令和3年9月29日（水）から令和3年10月27日（水）まで
対象施設	表4に示す全施設
受付期間	参加表明書等の提出から令和3年9月17日（金）午後5時まで
受付方法	電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、電子メール送信後、翌日の午後1時までに返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
予約申込書の様式	現地調査申込様式1を用いて、予約申込書を添付ファイルとして電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【現地調査予約申込（「代表企業名」）】とすること。
受付窓口	3.5に示す担当窓口
注意事項	a. 対象者は、本事業への参加を表明したグループとする。 b. 参加人数は1グループ17名までとし、代表企業が申し込みを行うものとする。 c. 現地調査への予約申込は、各グループで2回までを限度とする。 d. 本市職員による現地案内を行うが、本現地調査では質疑応答の機会を設けない。 e. 職員配置の都合上、高田浄水場と場外施設は同時に調査することができない。また、場外施設については、異なる施設を複数班に分かれて調査することができない。 f. 本市の都合により、実施不可となる日時が生じる可能性もある

	<p>る。</p> <p>g. 現地調査の調査日、参加者、対象施設、調査項目及び調査内容を示した書類（様式は任意）を調査開始日の1週間前までに提出し、調査実施の詳細について、担当窓口の担当者と調整すること。</p> <p>h. 参加者は安全帽又はヘルメットを着用し、安全に配慮すること。</p> <p>i. 本事業への応募資格審査の結果、応募資格を満たさないグループは現地調査に参加できない。</p>
--	--

6) 技術対話の実施

技術対話は、応募資格審査を通過した応募者に対し、本市が求める要求水準について応募者の理解度を測り、それを深めることで本市の意図する技術提案を得ることを目的とし、市からの指導や助言等はしない。技術対話の実施要領等は下記のとおりである。

受付期間	参加表明書等の提出から令和3年10月22日（金）
受付方法	持参又は郵送すること。郵送する場合は、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により受付期限必着で送付すること。送付後は、必ず担当窓口宛に電話し、到着確認を行うこと。
提出書類	<p>ア) 技術対話様式1 要求水準書の解釈に関して、応募者が確認したい事項を簡潔に記載する。</p> <p>イ) 技術対話補足説明資料（書式自由、枚数制限なし、左上ホチキス留） 対話で確認したい項目の考え方を補足する資料を必要に応じて提出すること。用紙右上に本市が指定するグループ名を記載すること。なお、本市が指定するグループ名は、応募資格審査書類の受付後に本市から通知する。</p> <p>ウ) 部数 印刷物 10部 電子データ 1部（CD-R又はDVD-Rに、上記ア、イのPDFデータ及びアのExcelデータを格納する）</p>
受付窓口	3.5に示す担当窓口
実施要領	<p>ア) 実施日 令和3年11月16日（火）</p> <p>イ) 会場等 会場、実施時間は別途通知する。</p> <p>ウ) 対話形式 この対話は応募者と本市により対面形式で行う。対話時間は120分以内を目安とする。提出資料を用いた対話とし、プロジェクター等の設備は準備しない。</p>

	<p>エ) 出席者</p> <p>技術対話への出席者は 12 名以内とする。なお、配置予定技術者のうち、統括責任者は必ず出席すること。</p> <p>オ) 対話結果の通知及び公開</p> <p>対話結果は、令和 3 年 11 月 30 日（火）に各応募者に電子メールで通知する。応募者は、通知受領後に、必ず本市宛に電話し、通知を受領したことを報告すること。</p> <p>本市が全ての応募者に公開すべきと判断した対話結果については、応募者と調整したうえで、本市ホームページ上に公開する。</p> <p>カ) 技術対話の実施内容と審査の関連</p> <p>技術対話の実施内容については審査に反映しない。</p>
--	--

7) 提案書類の受付

応募者は、受付期間内に提案書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和 4 年 1 月 24 日（月）から令和 4 年 1 月 28 日（金）
受付方法	持参とする
提出書類	5.2 に示す各種提出書類
受付窓口	3.5 に示す担当窓口

8) プロポーザル応募辞退届の受付

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザル応募を辞退する場合は、受付期間内にプロポーザル応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	参加表明書等の提出から令和 4 年 1 月 28 日（金）
受付方法	持参とする
提出書類	5.1 に示す「様式 II-1」
受付場所	3.5 に示す担当窓口

9) プレゼンテーションの実施及び応募者へのヒアリング

提案価格の審査及び基礎審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

日程及び内容の詳細については、該当する応募者の代表企業に令和 4 年 2 月 4 日（金）までに別途通知する。

3.4 プロポーザル応募に関する留意事項

1) 募集要項の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要項及びその他資料の記載内容を承諾したものとみなす。

2) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本市が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

なお、本市に提出された資料は、本市情報公開条例に基づき、公開することができる。ただし、その範囲は応募者へ事前に確認する。

5) 募集要項の承諾

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことによる責任は、提案を行った応募者が負う。

6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

7) 提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

ア) 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した書類

イ) 事業名及び見積金額のない書類

ウ) 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類

エ) 事業名に誤りのある書類

オ) 見積金額の記載が不明瞭な書類

カ) 見積金額を訂正した書類

キ) 一つの応募について同一の者が二以上の提案を行った書類

ク) 提案書類の受付期間締切までに本市担当窓口に到達しなかった書類

ケ) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類

コ) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反し、見積金額又はその他の

点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類

9) 応募者が1者のみであった場合の取扱い

本事業に対する応募者が1者のみであった場合においても応募者の審査を行い、優先交渉権者として選定することの可否を決定する。

10) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

11) 応募者の名称

応募者の名称は以下のとおりとする。

- ア) 応募者の名称は「〇〇・●●・□□・■■共同企業体」とすること。
- イ) 名称中、記号は構成企業を表し、すべての構成企業を簡潔に示すこと。
- ウ) 代表企業を最初に示し、他の構成企業は順不同とする。

12) 応募の中止等

本市がプロポーザルを公正に執行することができないおそれがある場合、すでに告示若しくは通知した事項の変更又は本事業を延期若しくは中止することがある。この場合において、応募者が損害を受けることがあっても、本市は賠償責任を負わないものとする。

3.5 担当窓口

問合せ等の担当窓口は、以下のとおりとする。

なお、窓口の対応は平日の正午から午後1時を除く午前9時から午後5時までとする。

神奈川県小田原市高田 401

小田原市上下水道局 水道整備課 施設再整備係（担当：中野、小島）

T E L : 0465-41-1225

F A X : 0465-41-1649

電子メール : sui-shisetsu@city.odawara.kanagawa.jp

※電子メールでのお問い合わせについては、宛先に「高田浄水場再整備事業について（会社名）」と入れてください。

第4章 応募者の備えるべき応募資格

4. 1 応募者の応募資格要件（共通）

- ア) 小田原市契約規則（昭和39年規則第22号）第5条の規定に該当する者であること。
- イ) 本事業に係る応募資格審査書類の提出期限の最終日（以下、「応募資格要件確認基準日」という。）から基本協定締結日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。
- ウ) 本事業に係る応募資格要件確認基準日から基本協定締結日までの間において、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分、及び神奈川県からの指名停止処分を受けていないこと。
- エ) 本事業に係る営業種目において、令和3・4年度の小田原市競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登録されているものであること。ただし、資格者名簿に未だ登録されていないが、参加表明書を提出した時点で、該当する営業種目において現に申し込み中であり、最優秀提案者を選定する期日までに登録が完了する場合は例外とする。
- オ) 直近1年間に国税及び地方税を滞納していないこと。
- カ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、若しくはその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

4. 2 設計企業に必要な資格要件

設計企業は次のア) からカ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- ア) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定に基づく登録（登録部門は「上水道及び工業用水道」に限る）を受けているものであること。
- イ) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ウ) 本市の資格者名簿において「コンサル」のうち「上水道及び工業用水道」に登録されていること。
- エ) 次の要件を満たす者を管理技術者、照査技術者及び担当技術者として配置できること。
なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者の兼務は認めない。
 - ① 管理技術者、担当技術者にあっては、技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「上下水道部門」（選択科目を「上水道及び工業用水道」に限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
 - ② 照査技術者にあっては、技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「総合技術監理

部門」(選択科目を「上下水道ー上水道及び工業用水道」に限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。

- ③ 応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。
- オ) 上記エ) に掲げる者のほか、本業務を行うにあたって必要な人員及び資機材等を確保することができること。
- カ) 国内において、地方公共団体等^{*1}が発注する水道事業における浄水場(公称能力 5,000m³/日以上の表流水を原水とする膜ろ過方式)の詳細設計業務の完了実績があること。

※1 企業団、企業庁、事務組合、簡易水道、専用水道等を含む

4. 3 土木建築企業に必要な資格要件

土木建築企業は、単独企業の場合は次のア) からカ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。なお、土木建築企業を複数の企業で構成する場合、カ) の要件については、少なくとも1社がその要件を満たせばよい。

- ア) 建設業法第3条第1項の規定により、土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事について特定建設業の許可を受けていること。
- イ) 本市の資格者名簿の「工事」のうち「土木一式」、「建築一式」及び「水道施設」に登録されていること。
- ウ) 土木一式工事、建築一式工事は、次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本事業現場に専任で配置できることとし、水道施設工事については、次の要件を満たす企業が実施するものとする。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。また、土木一式工事、建築一式工事の主任技術者又は監理技術者は、兼任することができる。

なお、事業契約締結後から土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事の施工開始前までの専任は求めない。

【土木一式工事】

- ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

* 同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。

- a 1級建設機械施工技士
- b 建設業法第15条第2号ロ又はハに該当する者
- c 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」(選択科目を「農業土木」に限る)「森林部門」(選択科目を「森林土木」に限る)「水産部門」(選択科目を「水産土木」に限る)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」に限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

② 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証（土木工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。

【建築一式工事】

① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

* 同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。

- a 建築士法による1級建築士の資格を有し、同法による登録を受けている者
- b 建設業法第15条第2号ロ又はハに該当する者

② 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証（建築工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。

【水道施設工事】

水道施設工事のうち配管工事は、有資格者（（公社）日本水道協会の「配水管工技能講習会（講習会大口径管）」若しくは（一社）日本ダクタイル鉄管協会の「継手接合研修会（耐震管（呼び径500以上））」の受講を修了している技術者）を雇用している構成企業又は協力企業が施工を行うこと。

- エ) 本事業の施工にあたって、上記ウ）に掲げる者のほか、建設業法第26条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- オ) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査について、応募資格審査書類の受付を行う日から起算して1年7ヶ月以内に受審していること。また、総合評定通知書の総合評定値（P点）が土木一式工事、建築一式工事について1,200点以上、水道施設工事について1,100点以上であること。
- カ) 国内において、地方公共団体等が発注する水道事業における浄水場（公称能力5,000m³/日以上の表流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式）の建設工事の元請としての完成実績があること。

4.4 機械設備企業に必要な資格要件

機械設備企業は、単独企業の場合は次のア）からカ）までの要件をすべて満たす者でなければならない。なお、機械設備企業を複数の企業で構成する場合、カ）の要件については、少なくとも1社がその要件を満たせばよい。

- ア) 建設業法第3条第1項の規定により、機械器具設置工事及び水道施設工事について特定建設業の許可を受けていること。
- イ) 本市の資格者名簿の「工事」のうち「機械器具設置」及び「水道施設」に登録されていること。
- ウ) 「監理技術者資格者証（機械器具設置工事又は水道施設工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有する者を本事業現場に専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係に

であること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

なお、事業契約締結後から機械器具設置工事及び水道施設工事の施工開始前までの専任は求めない。

- エ) 本事業の施工にあたって、上記ウ) に掲げる者のほか、建設業法第26条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- オ) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査について、応募資格審査書類の受付を行う日から起算して1年7ヶ月以内に受審していること。また、総合評定通知書の総合評定値（P点）が機械器具設置工事及び水道施設工事について1,100点以上であること。
- カ) 国内において、地方公共団体等が発注する水道事業における浄水場（公称能力5,000m³/日以上の表流水を原水とする膜ろ過方式）の機械器具設置工事の完成実績があること。

4.5 電気設備企業に必要な資格要件

電気設備企業は、単独企業の場合は次のア) からカ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。なお、電気設備企業を複数の企業で構成する場合、カ) の要件については、少なくとも1社がその要件を満たせばよい。

- ア) 建設業法第3条第1項の規定により、電気工事について特定建設業の許可を受けていること。
- イ) 本市の資格者名簿の「工事」のうち「電気」に登録されていること。
- ウ) 「監理技術者資格者証（電気工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有する者を本事業現場に専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。また、機械設備企業が電気設備企業を兼ねる場合、機械器具設置工事及び電気工事の主任技術者又は監理技術者は、兼任することができる。
なお、事業契約締結後から電気工事の施工開始前までの専任は求めない。
- エ) 本事業の施工にあたって、上記ウ) に掲げる者のほか、建設業法第26条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- オ) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査について、応募資格審査書類の受付を行う日から起算して1年7ヶ月以内に受審していること。また、総合評定通知書の総合評定値（P点）が電気工事について1,100点以上であること。
- カ) 国内において、地方公共団体等が発注する水道事業における浄水場（公称能力5,000m³/日以上の表流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式）の電気工事（中央監視・計装設備を含む一式）の完成実績があること。

4.6 維持管理企業

維持管理企業は、単独企業の場合は次のア) からウ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。なお、維持管理企業を複数の企業で構成する場合、イ) 及びウ) の要件について

は、少なくとも1社がその要件を満たせばよい。

- ア) 本市の資格者名簿の「一般委託」に登録されていること。
- イ) 国内において、地方公共団体等が発注する水道事業における浄水場（公称能力 5,000m³/日以上の表流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式）で24時間連続して運転監視する運転管理業務の完了実績があること。
- ウ) 水道技術管理者（水道法第19条に定めるものをいう。）の資格を有する者を受託水道業務技術管理者としてSPCに配置できること。

4.7 地元企業に必要な資格要件

構成企業として応募グループに参加する地元企業は次のア)からカ)までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- ア) 設計企業となる場合は、4.2の要件をすべて満たす者であること。
- イ) 土木建築企業、機械設備企業、電気設備企業の構成企業となる場合は、建設業法第3条第1項の規定により、担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ウ) 本市の資格者名簿の「工事」のうち担当する工種に登録されており、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査において、担当する工種の総合評定値が下表の点数以上であること。

土木建築企業			機械設備企業	電気設備企業
土木一式工事	建築一式工事	水道施設工事	機械器具設置工事 及び水道施設工事	電気工事
740	740	700	700	740

維持管理企業の構成企業となる場合は、本市の資格者名簿の「一般委託」に登録されていること。

- エ) 国家資格等を有する主任技術者又は監理技術者を配置すること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。なお、専任が必要となる工事の場合であっても事業契約締結後から分担する工事の施工開始前の期間及び施工完了以降の期間の専任は求めない。
- オ) 土木建築企業、機械設備企業、電気設備企業の構成企業となる場合は、募集要項の公表日現在、本市内に建設業法第3条の規定による建設業の許可に基づく主たる営業所（本社・本店に限る）を有すること。
- カ) 設計企業、維持管理企業の構成企業となる場合は、募集要項の公表日現在、本市内に本社又は本店を有すること。

4.8 応募者の制限

以下のいずれかに該当する者は、構成企業及び協力企業になることができない。

- ア) 高田浄水場再整備事業推進委員会（以下、「推進委員会」という。）の委員と資本面又は人事面において密接な関連がある者。
- イ) 本事業のアドバイザリー業務に関わっている者と資本面又は人事面において密接な関連がある者。「資本面において密接な関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 を超える議決権を有し又はその出資の総額の 100 分の 20 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

なお、本事業のアドバイザリー業務に関わっている者は以下のとおりである。

- ・株式会社 NJS（本社所在地：東京都港区芝浦 1・1・1）
- ・岩本法律事務所

4. 9 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成企業が、応募資格要件確認基準日の翌日から事業者決定日までの間、「第 4 章 応募者の備えるべき応募資格」に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

1) 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格要件を喪失した場合、当該応募者を失格とする。

2) 構成企業が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに本市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

第5章 プロポーザル応募時の提出書類

プロポーザル応募時に提出する書類は、次表のとおりとする。詳細は、提出書類作成要領及び様式集を参照のこと。

5.1 応募資格審査書類

	提出書類	様式
応募資格審査に関する提出書類	・応募資格審査書類一覧表	様式 I - 1
	・参加表明書	様式 I - 2
	・応募者の構成企業一覧表	様式 I - 3
	・委任状	様式 I - 4
	・資格審査申請書	様式 I - 5
	・会社概要書及び定款（代表企業、構成企業）	—
	・営業経歴書（代表企業、構成企業）	—
	・企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近3期分）※1	—
	・企業単体の減価償却明細書（直近3期分）	—
	・企業単体の利益処分計算書（直近3期分）	—
	・諸引当金等が記載された資料（直近3期分）	—
	・代替信用補完措置（必要な場合のみ）	—
	・設計企業において、建設コンサルタント（「上水道及び工業用水道」）の登録を証明する書類の写し	—
	・設計企業において、一級建築士事務所の登録を証明する書類の写し	—
	・設計業務の実施を担う者が受託した、国内における浄水場（公称能力5,000m ³ /日以上の表流水を原水とする膜ろ過方式）の詳細設計の完了実績を確認できる設計契約書及び仕様書等の写し	—
	・土木建築企業において、国内における浄水場（公称能力5,000m ³ /日以上の表流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式）の建設工事（元請）の完成実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	—
	・機械設備企業において、国内における浄水場（公称能力5,000m ³ /日以上の表流水を原水とする膜ろ過方式）の完成実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	—
	・電気設備企業において、国内における浄水場（公称能力5,000m ³ /日以上の表流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式）の電気設備工事の完成実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	—
	・維持管理企業において、国内における浄水場（公称能力5,000m ³ /日以上の表流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式）で24時間連続して運転監視する運転管理業務の完了実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	—
	・工事業務の実施を担う者が特定建設業の許可を受けていることを証明する書類の写し	—
	・工事業務の実施を担う者に関する「総合評定値通知書」の写し	—
	・官公需適格組合であることを証する書類※2	—
	・官公需適格組合の組合員名簿※2	—
	・市内に本社または本店を有することを証明できる書類	—
	・プロポーザル応募辞退届	様式 II - 1

※1 勘定科目内訳明細書のうち預貯金・借入金・売上の内訳、法人税確定申告書、消費税確定申告書を含む。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

※2 官公需適格組合が参加する場合は提出すること。

5.2 提案内容審査に関する提出書類

	提出書類	様式
提案内容審査に関する提出書類	■様式III 提案書類提出関係様式	
	・提案書類提出一覧表	様式III-1
	・提案書類提出書	様式III-2
	・委任状	様式III-3
	・見積書	様式III-4
	設計建設費用計画A	様式III-4-①
	設計建設費用計画B	様式III-4-②
	運転維持管理費用計画A－再整備後の高田浄水場－	様式III-4-③
	運転維持管理費用計画B－再整備後の高田浄水場－	様式III-4-④
	運転維持管理費用計画C－再整備後の高田浄水場－	様式III-4-⑤
	運転維持管理費用計画D－再整備後の高田浄水場－	様式III-4-⑥
	運転維持管理費用計画E－既設の高田浄水場－	様式III-4-⑦
	運転維持管理費用計画F－既設の高田浄水場－	様式III-4-⑧
	運転維持管理費用計画G－場外施設－	様式III-4-⑨
	運転維持管理費用計画H－場外施設－	様式III-4-⑩
	運転維持管理費用計画I－S P C一般管理費用見積－	様式III-4-⑪
提出書類	■様式IV 技術提案概要書	
	・技術提案概要書 表紙（正本）	様式IV-表紙
	・技術提案概要書 表紙（副本）	様式IV-表紙
提出書類	・技術提案概要書	様式IV-1
	■様式V 技術提案書	
提出書類	・技術提案書 表紙（正本）	様式V-表紙
	・技術提案書 表紙（副本）	様式V-表紙
提出書類	■様式V-1 技術提案書（事業全体に関する事項）	
	・基本方針に関する提案	様式V-1-1
	・事業の実施体制	様式V-1-2-①
	・構成企業の役割分担	様式V-1-2-②
	・設計建設業務の工程計画	様式V-1-2-③
	・事業実施の確実性の維持計画	様式V-1-2-④
	・長期収支計画A	様式V-1-2-⑤
	・長期収支計画B	様式V-1-2-⑥

(つづき)

提出書類	様式
・ＳＰＣの設立計画	様式V－1－2－⑦
・リスク対応計画	様式V－1－2－⑧
・履行保証に関する考え方	様式V－1－2－⑨
・関係法令リスト	様式V－1－2－⑩
・業務実施体制に関する提案－調査設計業務の体制－	様式V－1－3－①
・業務実施体制に関する提案－建設工事業務の体制－	様式V－1－3－②
・業務実施体制に関する提案－運転維持管理業務の体制－	様式V－1－3－③
・セルフモニタリングに関する提案	様式V－1－4
・環境配慮に関する提案	様式V－1－5
・本市水道事業に資する提案－未利用地の活用に関する提案－	様式V－1－6－①
・本市水道事業に資する提案－水需要の増加への対応に関する提案－	様式V－1－6－②
・本市水道事業に資する提案－事業者によるその他提案－	様式V－1－6－③
■様式V－2 技術提案書（設計建設業務に関する事項）	
・浄水・排水処理に関する提案	様式V－2－1
・調査業務に関する提案	様式V－2－2
・土木・建築施設に関する提案	様式V－2－3
主要土木施設リスト	様式V－2－3－①
主要建築物リスト	様式V－2－3－②
主要場内配管リスト	様式V－2－3－③
主要場内整備施設リスト	様式V－2－3－④
主要撤去施設リスト	様式V－2－3－⑤
・機械設備に関する提案	様式V－2－4
主要機械設備リスト	様式V－2－4－①
・電気計装設備に関する提案	様式V－2－5
主要電気計装設備リスト	様式V－2－5－①
・建設工事に関する提案	様式V－2－6
■様式V－3 技術提案書（運転維持管理業務に関する事項）	
・運転管理業務に関する提案	様式V－3－1
・保守点検業務に関する提案	様式V－3－2
点検リスト（土木施設）	様式V－3－2－①
点検リスト（建築物）	様式V－3－2－②
点検リスト（機械設備）	様式V－3－2－③
点検リスト（電気計装設備）	様式V－3－2－④
・水質管理業務に関する提案	様式V－3－3

	提出書類	様式
（ひづき）	・修繕業務に関する提案	様式V-3-4
	修繕リスト（土木施設）	様式V-3-4-①
	修繕リスト（建築物）	様式V-3-4-②
	修繕リスト（機械設備）	様式V-3-4-③
	修繕リスト（電気計装設備）	様式V-3-4-④
	・膜交換及び膜薬品洗浄業務に関する提案	様式V-3-5
	・各種調達管理業務に関する提案	様式V-3-6
	・発生土管理及び処分業務に関する提案	様式V-3-7
	・災害、事故及び緊急時対応業務に関する提案	様式V-3-8
	・その他業務に関する提案	様式V-3-9
	・アセットマネジメントに関する提案	様式V-3-10
	・各種計画及びマニュアル等の整備運用に関する提案	様式V-3-11
	・事業終了時の引継ぎ	様式V-3-12
	■様式V-4 技術提案書（地域への貢献に関する事項）	
	・地域経済への貢献に関する提案	様式V-4-1
	・地域活動・地域社会への貢献に関する提案	様式V-4-2
	■様式VI 技術提案書添付資料	
	・技術提案書添付資料 表紙（正本）	様式VI-表紙
	・技術提案書添付資料 表紙（副本）	様式VI-表紙
	・添付資料一覧表	様式VI-1
	・要求水準適合チェックリスト	様式VI-2
	・各様式に対する添付資料	—
	・計画施設図面集	—

第6章 事業者の選定方法

6.1 推進委員会

事業者の選定にあたり、本市は推進委員会を設置する。推進委員会は、提案内容審査における募集要項の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における次の6.6～6.8に示す事項を実施する。

6.2 事業者選定において重視するポイント

本市は事業者の選定にあたって次の事項を重視する。

- ① 本事業は、限られた敷地内で施設の撤去と建設を順次行うとともに、施設を稼働しながら新たな浄水処理方法を導入するため、設計建設業務の難易度が非常に高い事業である。さらに、膜ろ過稼働後の運転維持管理期間は20年間と長期にわたることから、設計建設業務・運転維持管理業務ともに、確実に業務を遂行できる体制の構築を求める。
- ② 原水水質や水量変動への対応や整備後の運転維持管理を見据えた浄水処理フロー及び施設整備に関する優れた提案を求める。
- ③ 既存施設による水供給を継続しつつ、新設施設への運転切替を行う必要があるため、確実で安全な建設工事の実施を求める。
- ④ 再整備後の高田浄水場については、第三者委託によって事業者が水道法上の責任をもつて運転維持管理業務を遂行する必要があるため、施設の確実な運転管理や長寿命化等に配慮した保守点検への取り組みを求める。
- ⑤ 災害・事故等の緊急時対応には事業者の協力が不可欠であるため、本市の良きパートナーとしての役割を求める。
- ⑥ 社会的要請の高い環境配慮に関しては、設計建設及び運転維持管理の両面における取り組みを求める。
- ⑦ 本事業による「地域経済の好循環」に資するため、事業者には地域への経済的・技術的な貢献を求める。

6.3 応募資格審査書類の審査

本市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

ア) 応募資格要件の審査

本市は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

イ) 応募資格審査結果の通知

本市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

6. 4 提案書類の確認

本市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。

ただし、軽微な書類不備等の場合は、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

6. 5 提案価格・基礎審査

ア) 提案価格審査

本市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、提案価格が低入札価格調査の調査基準価格を下回った応募者には、低入札価格調査を実施する。

なお、提案価格審査は推進委員会における審査の対象外とし、推進委員会には技術評価審査の終了まで、応募者の提案価格を開示しない。

イ) 基礎審査

本市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。基礎審査では、提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は推進委員会へ報告し、承認を得たうえで失格とする。

ウ) 提案価格審査及び基礎審査の結果の通知

本市は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーション及びヒアリングの日程を応募者に伝える。

6. 6 提案内容の審査

提案価格の審査及び基礎審査後、推進委員会は、その応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対しヒアリングを行う。

6. 7 技術評価審査

技術の評価においては、応募者が提出した提案内容に対して審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。

詳細については、「高田浄水場再整備事業事業者選定基準」による。

6. 8 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち、特定の項目で評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。特定の項目は、「高田浄水場再整備事業事業者選定基準」による。

これらも同点の場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

6.9 優先交渉権者の決定

本市は、推進委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合においても、事業者の選定方法の手順に従い優先交渉権者を決定する。

6.10 審査結果の通知及び公表

本市は、推進委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、本市ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

第7章 本市と事業者の責任分担

7.1 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がそのすべて又は一部を負うこととする。

7.2 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者との責任分担は、設計建設業務請負契約書（案）及び運転維持管理業務委託契約書（案）に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

第8章 契約に関する事項

8.1 契約手続き

1) 契約の条件

優先交渉権者と本市は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

本事業に係る令和4年度の水道事業予算において、この契約に係る予算が措置されなかった場合には契約を行わない。この場合、プロポーザル応募に要したすべての費用について本市に請求することができず、応募者の負担となる。

2) 契約の解除

優先交渉権者が4.9「応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、本市は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、4.9 1)「構成企業が資格要件を喪失した場合」において、新たに本市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を本市が認めた場合は、この限りではない。

8.2 契約の枠組み

1) 特別目的会社（ＳＰＣ）の設立

ア) 一般事項

事業者は、運転維持管理業務を実施するため、令和4年12月31日までに、運転維持管理業務を実施する事業者であるSPC（Special Purpose Company）として、会社法に定める株式会社を設立する。SPCの登記上の本店所在地は、本市とする。応募者の構成企業以外からの出資は認めない。代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。構成企業の株式保有割合は、自由とする。

なお、SPCの株主が株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に本市の承諾を得なければならない。

イ) 資本金

SPC設立時に本事業の開始に必要な資本金を設定すること。

ウ) 事業計画書の提出

SPCは経営の透明性を確保するために、翌事業年度の開始する日の3ヶ月前までに、翌事業年度の事業計画を本市に提出する。

エ) 財務書類等の提出

SPCは、経営の健全性及び透明性を確保するために、SPCが会社法上要求される計算書類、事業報告、付属明細書、監査報告及び会計監査報告に加え、キャッシュ・フロー計算書を毎事業年度終了後3ヶ月以内に本市に提出する。

また、SPCは、SPCの株主の経営状況及び会社法上要求される計算書類並びに事業報告及び附属明細書に加え、キャッシュ・フロー計算書を毎事業年度終了後3ヶ月以内に本市に提

出する。

2) 事業契約の締結

本市は、基本協定の規定に基づき事業者と基本契約を締結する。

本市は、基本契約の規定に基づき、施設の工事を行うために結成する設計・建設のJVと本事業にかかる設計建設業務請負契約を締結する。

さらに、本市は、基本契約に基づき、対象施設の運転維持管理に関し、選定された応募者の構成企業と本事業に係る運転維持管理業務委託契約を締結する。ただし、本事業の運転維持管理業務を実施するためのSPCが設立された時点で、契約内容をSPCへ引き継がせる。

基本契約、設計建設業務請負契約及び運転維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめて、事業契約という。

8.3 契約保証金

設計建設業務請負契約書及び運転維持管理業務委託契約書に基づくものとする。

第9章 対価の支払い

9.1 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

項目	該当する業務		備考
設計	調査費	調査業務	
	設計費	基本設計及び詳細設計業務	
		各種申請等業務	
工事	工事費	工事業務	
		各種許認可等の申請業務	
		各種調査業務	
		補助金申請書等作成補助業務	
運転維持管理	運転維持管理費	運転維持管理業務	

9.2 費用の調達

設計・工事等に要する費用は、本市が調達するものとする。

9.3 費用の支払方法

設計・工事等に要する費用は、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計建設業務請負契約書（案）、運転維持管理業務委託契約書（案）に従い、支払う。

9.4 建設工事で予定している財源内訳

ア) 財源の構成

建設工事における本市の財源は次のとおりである。

『事業費=自己資金+企業債+補助金等』

イ) 財源の内訳

事業費から自己資金及び補助金等を除いた残りは全て企業債とする。

9.5 運転維持管理業務で予定している財源内訳

ア) 財源の構成

運転維持管理業務における本市の財源は次のとおりである。

『事業費=自己資金』

9.6 物価変動による工事費の変更

- ア) 本市及び事業者は、工期内で事業契約締結の日から 12 月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により工事費が不適当になったと認めた場合は、相手方に対して工事費の変更を請求することができる。
- イ) 本市又は事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前工事費（事業契約に定められた工事費をいう。以下、同じ。）と変動後工事費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前工事費に相応する額をいう。以下、同じ。）との差額のうち変動前工事費の 1,000 分の 15 を超えた場合、工事費の変更に応じなければならない。
- ウ) 変動後工事費は、請求があった日を基準とし、物価指数等に基づき本市と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から 21 日以内に当該協議が成立しない場合には、本市は変動後工事費を定め、事業者に通知する。
- エ) 上記ア) の規定による請求は、本条項の規定により工事費の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記ア) において「事業契約締結の日」とあるのは、「直前に本条項の規定に基づく工事費変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- オ) 特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、工事費が不適当となったと認められる場合は、本市又は事業者は、前各項の規定によるほか、工事費の変更を請求することができる。
- カ) 予期することができない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事費が著しく不適当となった場合は、本市又は事業者は前各項の規定にかかわらず、工事費の変更を請求することができる。
- キ) 上記オ)、カ) の規定による請求があった場合において、当該工事費の変更額については、本市と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始日から 21 日以内に当該協議が成立しない場合には、本市は工事費を変更し事業者に通知する。
- ク) 上記ウ) 又は前項の協議の開始日については、本市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知する。ただし、本市が上記ア)、オ) 又はカ) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に当該協議の開始日を通知しない場合には、事業者は、当該協議の開始の日を定め、本市に通知することができる。

【参考：請負代金の変更方法】

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下、「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とする。また、スライド額については万円単位で丸めるものとする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。
$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$
この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。
 $S_{\text{増}}$ ：増額スライド額（万円単位）
 P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

($P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α : 単価合意比率又は請負比率、 Z : 官積算額)

$P_1 \times 1/100$: 受注者負担額（万円未満切上げ）

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$: 減額スライド額（万円単位）

P_1 : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

($P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α : 単価合意比率又は請負比率、 Z : 官積算額)

$P_1 \times 1/100$: 発注者負担額（万円未満切捨て）

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。